印西市空き家リフォーム工事補助金

令和5年度

補助対象住宅

市内に存在する自己の居住の用に供するための住宅又は住戸であって、当該建築物が都市計画 法並びに建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項、第18条第3項及び同法第3章の規定に 適合するもので、同法第6条第1項、第6条の2第1項及び第18条第3項の確認済証の交付を 受けてから10年以上経過したもの。

補助対象工事

補助対象住宅のリフォーム工事(市内に本店を有する法人又は市内の個人事業者が施工するものに限る)であって、補助対象経費の総額が20万円以上の場合。

補助対象者

以下の(1)~(3)のいずれにも該当する方

- (1) 自ら居住するために補助対象住宅を新たに取得し、当該補助対象住宅に係る売買契約を締結した日から2年以内に補助対象工事を行う方
- (2) 同一世帯に市区町村民税を滞納している者がいない方
- (3) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない方 ※3 親等以内の親族から取得した場合は対象外

補助対象経費

屋根、外壁、居室、台所、トイレ、浴室のリフォーム工事

※以下の経費は補助対象となりません。

門・塀等の外構工事、別棟の車庫・物置等の新築又は改修等、家庭用電化製品・カーテン

家具等の購入、従前所有者の備品等の廃棄など

補助金の額

補助対象経費に10分の1を乗じて得た額(千円未満切捨て)で10万円が限度となります。 なお、下記に該当する場合は、それぞれの額に補助対象経費の総額に応じて定める加算の割合 を乗じた額を加算することができます。

- (1) 親世帯(申請者又は配偶者の親世帯)が売買契約締結以前から市内に居住し、かつ、 本市の住民基本台帳に記録されている場合 5万円
- (2) 子育て世帯(18歳未満の子どもがいる世帯)の場合 5万円
- (3) 空き家バンクに登録された空き家 10万円

申請に必要な書類等

- (1) 交付申請時
 - ① 空き家リフォーム工事補助金交付申請書(第1号様式)
 - ② 売買契約書の写し
 - ③ 補助対象住宅の確認済証の写し(または代わるものの写し)
 - ④ リフォーム工事に係る見積書の写し
 - ⑤ リフォーム工事の内容が分かる図面等
 - ⑥ リフォーム工事施工前の状況が分かる写真



- ⑦ 市区町村民税の滞納がないことを証する書類
- ⑧ 親世帯の世帯全員が記載された住民票の写し(加算を受ける場合)
- ⑨ 申請者の世帯全員が記載された住民票の写し(加算を受ける場合)

※上記の申請期間は、補助金の交付を受けようとする年度の11月末日までとなります ※工事契約後では、補助金の申請はできませんので、必ず事前にご相談ください。

(2) 実績報告時

- ① 空き家リフォーム工事補助金実績報告書(第7号様式)
- ② リフォーム工事に係る契約書その他これに類するものの写し
- ③ リフォーム工事に要した費用に係る領収書の写し
- ④ リフォーム工事完了後の状況が分かる写真
- ⑤ 登記事項証明書その他これに類するものの写し
- ⑥ 世帯全員が記載された住民票の写し
 - ※上記の書類は「①交付申請時」に提出した書類等で確認できる場合は省略できます。
 - ※上記の申請は、補助金の交付決定があった年度の2月末日までとなります。



①空き家リフォーム工事補助金交付請求書(第8号様式)

補助金交付の手続き 交付申請から補助金の請求は、概ね以下の流れになります。 印西市 (建築指導課) リフォーム工事の施工者 申請者 補助対象住宅を購入 補助制度の説明 相談等 依賴 工事内容・施工者の検討 見積書作成 提出 交付申請 受領・審査・通知 補助金申請手続 交付決定 契約締結 工事請負契約 工事請負契約 工事の着手は、交付決定後と 一着エレ なります。 書類提出 書類確認•受領 工事完了 支払い 工事代金支払い 代金受領 • 領収書発行 領収書 受領•審査 補助金実績報告手続 交付決定を受けた年度の2月 決定通知 末日までに提出してください。 受領•審查 補助金請求手続 振込

リフォーム工事の施工者

市では、工事施工者の紹介は行っておりません。印西市商工会のチラシ等を参考にご自身で 依頼してください。

【補助金に関するお問合わせ】

印西市 都市建設部 建築指導課

電話:0476-33-4657

Email:kentikusidouka@city.inzai.chiba.jp



二次元バーコードを 読み取ってください

